

議案第12号

南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年3月2日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第65号）が公布されたことに伴い、南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年南風原町条例第15号）の一部を改正する必要があるため提案する。

南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年南風原町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書、同項第1号及び第2号中「第1項」を削り、同項第3号中「第1項」を削り、「同項」を「同条」に改める。

第6条第2項中「第1項」を削り、同条第3項中「第1項」を削り、「同項」を「同条」に改める。

第7条第2項中「第1項第2号」を「第2号」に改める。

第8条並びに第13条第4項第3号ア（ア）及び（イ）並びに同号イ（ア）及び（イ）中「第1項」を削る。

第15条第1項第3号中「第25条」の次に「第1項」を加え、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第1項」を削る。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第35条第1項中「第1項第1号」を「第1号」に改め、同条第2項中「第1項」を削り、「同項」を「同条」に改め、同条第3項中「同項」を「同条」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第1項」を削り、「同項」を「同条」に改め、同条第3項後段中「第1項」を削り、同項中「同項」を「同条」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第1項」を削る。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第1項中「第1項第1号」を「第1号」に改め、同条第2項中「第1項第1号」を「第1号」に、「第1項第2号」を「第2号」に改め、同条第3項中「第1項第3号」を「第3号」に、「第1項第1号」を「第1号」に、「第1項第2号」を「第2号」に、「同項」を「同条」に改める。

第52条第1項中「第1項第2号」を「第2号」に改め、同条第2項中「第1項第2号」を「第2号」に、「同項」を「同条」に、「第1項第1号」を「第1号」に改め、

同条第3項中「第1項第2号」を「第2号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、公布の日から施行する。

(南風原町子ども・子育て会議設置条例の一部改正)

- 2 南風原町子ども・子育て会議設置条例（平成25年南風原町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条中「法第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。